

子規全集

第八卷

漢詩 新體詩



N. D. C. 910 760 p 20 cm

子規全集 第八卷

漢詩 新體詩

定價 參千八百圓

昭和五十一年七月二十日 第一刷發行

著者 正岡子規

編集 正岡忠三郎

發行者 野間省一

發行所 株式會社 講談社

東京都文京區音羽二一二二

電話 東京(〇三)九四五一一(大代表)

郵便番號 一二二 振替 東京八一三九三〇

印刷所 株式會社 精興社

製本所 大製株式會社

本文用紙 三菱製紙株式會社

©正岡忠三郎 一九七六年

落丁本・亂丁本はお取りかえいたします

漢詩
新體詩

編注

この巻には、漢詩と新體詩とを収める。

漢詩は、「漢詩稿」と「漢詩稿」以後、とを収めた。
なお、その書き下し文を付した。

「漢詩稿」は、子規自選の自筆漢詩集である。

「漢詩稿」以後は、「漢詩稿」を編んだ後の作と推定されるものを諸資料から集めた。

「漢詩稿」に漏れた少年時代の漢詩は、第九卷『初期文集』に収めた。

新體詩は、『日本人』『日本』『ホトトギス』『早稲田文學』『この花』等に發表されたもののほか、「筆まかせ」「つゞれの錦」「墨汁一滴」等に収められているもの、および未發表または初出不詳の自筆稿によるものなど、子規作の新體詩のすべてを發表（あるいは執筆）の年月順に収めた。

目次

漢詩

漢詩稿		一五
-----	-------	----

莞爾先生詩稿	自明治十一年至同治十六年	一六	明治廿五壬辰年	一七
--------	--------------	----	---------	----

咏稿	自明治十八年至同治十九年	一五	明治廿六癸巳年	一六
----	--------------	----	---------	----

吟草	自明治十九年至同治二十一年	一六	明治廿七甲午年	一七
----	---------------	----	---------	----

明治廿二己丑年	一四	明治廿八乙未年	一四
---------	----	---------	----

明治二十三庚寅年	一五	明治廿九年丙申	一七
----------	----	---------	----

明治廿四辛卯年	一六		
---------	----	--	--

「漢詩稿」以後		一七
---------	-------	----

書き下し文		一三
-------	-------	----

新體詩

時^{カッ}鳥^ク

床待の歎

床夏

月下聞蟲

朝顏

左 自動鐵道

右 凌雲閣

金州城

鹿笛

父の墓

小蟲

胡蝶

虻

蜻蛉

蜂

戈

三六三

三六五

三六六

三六七

三六八

三六九

三七〇

三七一

三七九

三八四

三六七

筆		三九〇
四季		三九三
春		
夏		
秋		
冬		
音頭の瀬戸		四〇四
園の秋		四二一
萩薄		
鶏頭		
蟬蛸		
蟲聲		
白菊		
金州雜詩		四二五
金州城		
三崎山		
髑髏		
空村		
空屋		
若菜		
胡弓		
洪水		四二四
病の窓		四四四
明治二十九年		四五五
三浦出獄		
政黨合同		
朝鮮紛亂		
從軍紀章		
板伯入閣		
償金收容		

露帝戴冠	三陸海嘯	馬匹天覽
紀念郵券	皆既日蝕	東北地震
府下出水	内閣新成	演習天覽
日清條約	佛林俗議	蓮宗訴訟
宮相事件	軍艦派遣	端艇競漕

筆はじめ 四七〇

雞一聲 松影映水 人一人

新年雜興 四七三

新年 四七六

老嫗某の墓に詣づ 四八五

田中館甲子郎を悼む 四八七

少年香庵を悼む 四八九

古白の墓に詣づ 四九一

皇太后陛下の崩御遊ばされたるをいたみたまつる 四九八

蒼苔を憶ふ	五〇二
子の愛	五二三
花四種	五二六
梅	
紅梅	
海棠	
櫻	
俚歌に擬す	五二九
おもかげ	五三六
花草	五四二
山吹	
牡丹	
朝顔	
水仙	
奈翁假面の圖を見る	五四五
微笑	五四八
病中新年	五五七
花賣る歌	五六五
豊年の歌	五六八
菊合せ	五七〇

猩々		五七七
村の光		五八一
芒老ゆ		五八四
内地雜居の歌		五八五
富士山		五八七
ラフイング、ソング（笑歌）		五八九
俚歌ニ擬ス		五九〇
古城の月		五九一
田植の歌		五九二
月と星		五九四
七草		五九六
新體詩押韻の事		五九七
正岡子規氏『新體詩に就て』の談話		六〇七

參考資料		六三
------	-------	----

解題	渡部勝己	長谷川孝士		六九
----	------	-------	-------	----

解説	富士川英郎		七三
----	-------	-------	----

漢詩

凡 例
漢 詩 稿

國立國會圖書館に藏する子規の自筆本を底本とし、これを、事情の許すかぎり原本に近い形で活字化することに努めるとともに、閱讀の便も考えて、次のように工夫した。

一 詩の配列の順序

原本のままとした。ただし塗抹して別丁に淨書してあるものは淨書に據り、脚注で説明した。

二 詩の記載の體裁

原本では、詩と詩との間に餘白がない。一首が一丁の表から裏へ、あるいは次丁へと續いて記載するものもある。本書では、詩と詩との間に餘白を置き、一首が次の頁に跨ることを、原則として避けた。

また原本では、一首の句と句との間をあけないで全句を書き流し、多くは朱で句點を打っている。本書では、原本の句點を省き、句と句との間をあけて組んだ。

三 字 體

自筆原本の筆記體文字を活字に改めるに際し、原本に使用する字體になるべく近づける工夫をした。同じ字であっても正體・略體・俗體・異體のものを混用しているのは、原本のままを重んじたからである。明と明、對と樹、烟と烟、留と留などである。

しかし、印刷上の制約のためにすべてを原本どおりにはできなかった。また、世（世）、石（石）など特殊な字體のものは正體に改めた。

四 校訂の方針

原本には、多くの推敲・改作の跡と抹消の線などがある。これらは校訂して次のように表記した。

1 詩の本文

改作の筆が入っていない詩句、及び改作を経て完成しているものを本文として、九ボ活字で組んだ。

完成作で後に抹消された詩句も、いちおう本文として九ボで組み、その左側に――を引いて、抹消の印とした。

2 改作の跡の表記

改作のため抹消された初めの文字を、九ボ本文の當該文字の直ぐ左に七ボで並記した。抹消の印は、煩を避けて付さない。15頁の表紙の表記で、「漢詩稿」の文字を大きく、「青苔黄葉」の文字をその左に小さく記したのも、初め「青苔黄葉」と題してあったのを後に塗抹し、「漢詩稿」と書き改めていることを示したのである。

原本で塗抹が激しく、判讀不能の文字は□で示した。

改作が二度、三度と繰り返されているものは、本文中にその跡を示すのを避け、*印によって脚注で説明した。

3 訓點・批圈・批點など

一部に施された訓點・批圈・批點はすべて原本のままである。原本で朱筆の批圈と批點は、◎と○で示した。これらは、子規が他の詩稿などで指導者諸氏から與えられたものを寫したのである。

一題數首連作のとき一首ごとに、また長篇で換韻するところに、「」を付したのも原本のままである。墨書のは「、朱書のは『で示した。

4 諸氏の評

原本の本文中に記すものは本書でも本文に組み、欄外に記すものは脚注に移した。句點も原本のままとし、墨書のは「」、朱書のは『』で包んで示した。いずれも他の詩稿で受けた評を子規が寫したものである。

五 詩の番號

「漢詩稿」の作に、通し番號を付しておいた。抹消作は()で包んで抹消作での通し番號を付した。『初期文集』の卷の漢詩の「同親會溫知社吟稿」「近世雅感詩文」などの諸書冊で、それぞれ子規の作に通し番號を付したのと、彼此對照する便宜のためである。「漢詩稿」以後の作にも番號を付しておいた。

六 脚注

1 「漢詩稿」記載の作の成立過程を、次のような區別を立てて説明した。

(1) 初出 その作を、書簡・紀行文・隨筆など、漢詩の詩稿・回覽雜誌以外のものに初めて記したもの。

(2) 再出 初出を二度目に記したものの。

(3) 稿 「漢詩稿」 原本での記録の文字。

ア 定稿 完成作として記録されているもの。
イ 初稿 初めに記録された文字。改作されなかった初稿は定稿である。

ウ 再稿・三稿 改作が繰り返されたときの二度め、三度めの改作の文字。その経過を初稿↓再稿↓三稿↓定稿として示し、初稿・、再稿・などの・の次にそれぞれの文字を示した。

(4) 案 「漢詩稿」以外の漢詩の詩稿・回覧雑誌に記録されたもの。「漢詩稿」記載に至るまでの素稿である。

ア 初案 その作を記載した最初のもの。書簡などで初出とするものが、漢詩の詩稿、例えば「同親會溫知社吟稿」などに記録されたとき、これを初案とする。

イ 二案 初案の作を改作して、次に別の詩稿、例えば「近世雅感詩文」などに記録した二番目の形のもの。

ウ 三案 二案を更に改作して、別の詩稿などに記録した三番目の形のもの。

エ 再録 初案または二案の作を、改作しない

でそのまま別の詩稿などに再び記録したもの。
2 「漢詩稿」 原本の體裁・記載の状況などで注意すべき事項を説明した。

3 「漢詩稿」 以後の作について、資料の説明をした。
4 その他、地名や参照事項などを説明した。

「漢詩稿」以後

「漢詩稿」が、明治二十九年の稿で終っているのでそれ以後の作と推定されるものを、諸資料から集めて収めた。詩の記載の體裁・字體等については「漢詩稿」に準じた。

書き下し文

常用漢字を用い、歴史的假名づかいを準用した。編者の適當と考える語句についてルビを施した。原則として、音讀みのもの・外國名のものには片假名を用い、訓讀みのものには平假名を使用した。